

令和 7 年 4 月 1 日

① 届 出 者 〒 670-8501
(新所有者) 住 所 又は所在地 姫路市安田四丁目1番地
フリガナ
氏名 (法人名) ヤスダ タロウ 安田 太郎
(法人の場合担当者)
電話番号 079-221-2804

② 基本コード・連合管番号 999999		③ 設置場所 ・ 姫路市安田四丁目1番地 (底地番住所)		④ メーター口径 Φ 13mm	
⑤ 旧所有者 ・ □不明		旧所有者・氏名 姫路 花子 ・ 住所 姫路市本町68番地		⑥ 変更年月日 令和7年 4月 1日	
				⑦ 提出者(来庁者)の氏名 姫路設備(999)	

- ⑧ ☒ 後日、所有権問題等が発生しましたが、当方の責任において解決し上下水道局には、一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。
- ⑨ ☒ 姫路市給水条例施行規程第 19 条第 2 項の規定により、旧所有者の署名に代えて事実を証する書類を添付します。
- ⑩ ☒ 底地番の変更
- ⑪ ☐ 代理人選定（変更） 姫路市給水条例第 20 条の 4 の規定により所有者の代理人として、届出します。
- | 新代理人住所 | 氏名 | 電話番号 |
|---------|---------|---------|
| ・ | ・ | ・ |
- ⑫ ☐ 私所有の給水管の撤去及び廃止について同意します。 （☐全部撤去・☐一部撤去） 延長＝.....m
- ⑬ ☐ 私が旧所有者.....の相続人であることに相違ありません。

- ・届出者は新所有者名でお願いします。
- ・本届出書は姫路市給水条例に規定されている給水装置の管理責任及び届出義務（※）を果たす者を明確にするためのものであり、市が給水装置の所有権（財産権）を保証及び所有権登記するものではありません。
 （※）（給水装置の変更・届出）姫路市給水条例第１９条・第２３条第１項各号及び第２項各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者とする。
- ・本届出書に関する利害関係（所有権等）について、利害関係者等から異議申し立てがあっても、市はその責任を一切負いません。
- ・届出内容に関する責任は届出者（新所有者）にあります。

受付印	決裁	

•

•

•

受付印	決裁	
	課長	
	係長	
	担当	